

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 中国知的財産情報メールマガジン統合に関するお知らせ

日頃より、JETRO メールマガジンをご購読いただきありがとうございます。
現在、中国における知的財産権情報に関するメールマガジンとして、「China IP Newsletter」（発行元：JETRO 北京事務所）、「ジェトロ上海・IP Newsletter」（同：JETRO 上海事務所発行）、「ジェトロ広州・IP Newsletter」（同：JETRO 広州事務所発行）を発行しておりますところ、2013年4月以降は、各事務所のメールマガジンを統合の上、「China IP Newsletter」として配信させていただく予定です。
現在、JETRO 北京／上海／広州事務所発行のいずれかのメールマガジンをご購読いただいているユーザー様におかれましては、統合後の「China IP Newsletter」をご購読いただくにあたり、特段の手続きをいただく必要はございません。
統合後の「China IP Newsletter」は、2013年4月下旬を目途に配信させていただく予定です。

2. 中国 IPG 全体会合／JETRO 知財セミナー開催のご案内

中国 IPG 全体会合／JETRO 知財セミナーを以下のとおり開催いたします。
第1部は中国 IPG 会員のみが参加し、中国 IPG の運営や各 WG 活動等に関する情報共有を図ります。
第2部は中国 IPG 会員に限らず皆様にご参加いただき、知財に関わるセミナーを開催します。今回は、先日発表された「2013年国家知的財産権戦略実施推進計画」、「中華人民共和国専利法修正草案」、「専利審査指南修正草案」について有識者の方より解説していただきます。
参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、4月9日（火）までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2013年4月11日（木）

13：30-14：30 中国 IPG 全体会合 [会員限定] 中国 IPG 会員のみ参加可能

15：00-17：00 JETRO 知財セミナー [公開]

受付：中国 IPG 会員の方 13：00 から

中国 IPG 会員以外の方 14：30 から

場所：長富宮飯店1階 芙蓉の間

北京市建国門外大街26号 Tel：010-6512-5555

主催：日本貿易振興機構、中国 IPG

内容：

第1部 中国 IPG 全体会合

- ・ 中国 IPG 部会長会等の活動紹介
- ・ IPG 各 WG ・ 中国人実務者研修会の活動紹介
- ・ IPG 注目トピックなど

第 2 部 JETRO 知財セミナー

- ・ 「2013 年国家知的財産権戦略実施推進計画の解説」

中国社会科学院知識産権中心 主任 李明徳 博士

- ・ 「中華人民共和国専利法修正草案・ 専利審査指南修正草案に関する考察」

北京万慧達知的財産権代理有限公司 高級パートナー 尹新天 氏

定員：100 名

参加費：無料

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jetro-pkip.org/>

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 遼寧省、改正「専利促進保護条例」を議論するシンポジウム開催 (国家知識産権網 2013 年 3 月 12 日)
2. 貴州省の専利行政事件の物証に関する管理弁法が公表、4 月 10 日より施行 (国家知識産権網 2013 年 3 月 7 日)
3. 改正「遼寧省専利促進・保護条例」、年内にも発布へ (国家知識産権網 2013 年 3 月 17 日)
4. 資産証券化業務の要件緩和へ、知的財産権の証券化も可能に (国家知識産権網 2013 年 3 月 18 日)

○ 中央政府の動き

1. 国務院「育種業発展計画」、知的財産権保護を強調 (国家知識産権網 2013 年 2 月 27 日)
2. 国が知財権を持って出資することを支援、「技術市場十二五発展計画」発布 (国家知識産権網 2013 年 3 月 5 日)
3. 国務院が品質に関する行動計画発表、ハイエンドブランド育成を要求 (国家知識産権網 2013 年 3 月 4 日)
4. 政府活動報告で国家知的財産権戦略の徹底を改めて強調 (国家知識産権網 2013 年 3 月 6 日)
5. 国家知識産権局人材情報ネットワークが運用開始 (国家知識産権網 2013 年 3 月 14 日)
6. 2013 年度「国家知識産権戦略実施推進計画」が発表 (国家知識産権網 2013 年 3 月 21 日)
7. 業局「2013 年活動要点」、知的財産権保護を強調 (国家知識産権網 2013 年 3 月 21 日)
8. 家知識産権局、法執行能力の向上に尽力、活動プラン発布 (国家知識産権網 2013 年 3 月 25 日)
9. 市・県レベルのソフトウェア正規版普及作業、年内に完成の見通し (中国知識産権報 2013 年 3 月 25 日)

10. 国家知識産権局、2013年度の人材育成計画を発表(国家知識産権網 2013年3月28日)
11. 「十二五イノベーション基地建設プラン」発布、知的財産権管理を強調(国家知識産権網 2013年3月25日)

○ 地方政府の動き

1. 重慶市、企業知的財産権信用システムを整備、3年めどに(中国知識産権资讯网 2013年3月6日)
2. 吉林省知識産権局、専利行政法執行強化で指導意見発布(国家知識産権網 2013年3月14日)
3. 山東棗莊市、知識産権局と公安局が知財犯罪摘発協同体制を構築(国家知識産権網 2013年3月21日)

○ 統計関連

1. 特許密集度の高い産業の付加価値、GDPの4分の1に(国家知識産権網 2013年2月28日)
2. ブロードバンド移動体通信プロジェクト、特許出願が6630件に(国家知識産権網 2013年2月28日)
3. 有効特許は87万5千件に、内国特許が49.7%、昨年末時点(中国知識産権资讯网 2013年3月1日)
4. 中国のモバイルインターネット産業の市場規模が9000億元超(中国知識産権资讯网 2013年3月19日)
5. 昨年の国際知的財産権出願が勢い良く増加、中国はPCT出願4位(国家知識産権網 2013年3月21日)
6. 昨年に偽物の建材19億4000万元摘発、容疑者8500余人逮捕(国家知識産権網 2013年3月21日)
7. 国家質検総局管理の原産地地理的表示が1441件に(国家知識産権網 2013年3月28日)

○ その他知財関連

1. 中国ネット著作権保護連盟、北京で設立(中国知識産権资讯网 2013年3月4日)
2. 中日企業協力知的財産権シンポジウム、広州で開催(国家知識産権網 2013年3月8日)
3. 国家知識産権局と日本国特許庁、フォローアップセミナーを共催(国家知識産権網 2013年3月13日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 遼寧省、改正「専利促進保護条例」を議論するシンポジウム開催★★★

遼寧省知識産権局と省法制弁公室はこのほど、「遼寧省専利促進・保護条例」の改正案について議論するシンポジウムをそれぞれ瀋陽市、鞍山市で開催した。瀋陽市や鞍山市の財政局、科技局、発展改革委員会などの政府関係者と大学、代理機構の代表者、権利者が出席し、条例改正案の更なる修訂に関して意見を交わした。

遼寧省の知的財産権戦略とイノベーション駆動戦略の実施に合わせ、省人民代表大会は新しい情勢を踏まえて、昨年「遼寧省専利促進・保護条例」の改正を決めた。省政府はこれを高く重視し、省の法制弁公室と知識産権局を通じて幅広く意見を募集し、専利活動の健全的發展を促進できる法制環境の構築に向け、遼寧省の実情を踏まえた改正案の作成に取り組んできた。(国家知識産権網 2013年3月12日)

★★★2. 貴州省の専利行政事件の物証に関する管理弁法が公表、4月10日より施行★★★

貴州省知識産権局は3月6日、改正「貴州省専利行政事件物証管理弁法」を正式に公表した。4月10日より施行される。(専利：特許、実用新案、意匠を含む)

新しい「貴州省専利行政事件物証管理弁法」は、2007年9月7日に貴州省知識産権局の作成・施行した「貴州省専利行政事件物証管理弁法」を修訂、改善したもの。専利をめぐる行政事件の物証に対する管理を一層規範化させ、貴州省の専利行政法執行の水準を向上させるのが狙い。

新「管理弁法」は11条からなり、物証の受け取り、登記、保管、返還、廃棄処分、寄与などに関する内容が盛り込まれている。(国家知識産権網 2013年3月7日)

★★★3. 改正「遼寧省専利促進・保護条例」、年内にも発布へ★★★

「遼寧省専利促進・保護条例」は遼寧省人民政府の2013年度立法計画に盛り込まれた。年内にも発布される見通し。

遼寧省知識産権局は2010年に法律専門家を招請した「遼寧省専利促進・保護条例」起草グループを設置した。起草グループで論証、調査・研究、意見募集を重ねたうえ作成した改正案は今年の省政府の立法計画に盛り込まれた。遼寧省の専利創造・運用・保護・管理能力の向上、イノベーション促進、経済發展を後押しするものとみられる。

元「遼寧省専利保護条例」は1998年に発布され、2002年に改正されたもので、省の工業振興、モデル転換、専利権保護で積極的な役割を果たしてきた。しかし、国と省の知的財産権戦略綱要の発布・実施により、元「条例」の不十分さが指摘され、改正が急務だとされた。(国家知識産権網 2013年3月17日)

★★★4. 資産証券化業務の要件緩和へ、知的財産権の証券化も可能に★★★

中国証券監督管理委員会(証監会)は先月、『証券会社の資産証券化業務に関する管理規定(意見募集稿)』を発表し、一般向けの意見募集を始めた。『規定』では、資産証券化業務を行う際の要件を緩和するとともに、申請手続きを簡素化する方針を明らかにした。

資産証券化業務に関する国内の最初の規定は2005年、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会より発表された『貸付資産証券化管理弁法(試行)』であり、そのなかで、取引できる「原資産」の範囲を貸付資産に限定し、知的財産またはその他の権利を「原資産」として、証券化を進むことができなかった。

今回の『規定』募集案では、「原資産」の概念を拡大し、企業の売掛金、貸付資産、信託受益権、インフラ設備の収益権などの財産権、コマーシャルペーパー、社債、株式などの有価証券、商業・投資用不動産などの不動産の財産などは、いずれも証券化することが可能な原資産であることが示された。知的財産及びその関連の権益も証券化可能な「原資産」の範囲に含まれ、知的財産権を証券化するための法的可能性がこの新規定により明確にしたと見られる。(国家知識産権網 2013年3月18日)

○ 中央政府の動き

★★★1. 国務院「育種業発展計画」、知的財産権保護を強調★★★

国務院弁公庁はこのほど、2012年から2020年までの「全国現代的農作物育種業発展計画」を発表した。重点任務の1つとして、知的財産権の保護を強化し、新品種権を中心とする知的財産権サービス体系を整備することが求められた。

「計画」は背景、総体要求、重点任務、発展分布、重大プロジェクト、保障措置の6部分からなる。重点任務としては、知的財産権保護の強化と、新品種権を中心とする知的財産権サービス体系の整備を強調したほか、企業を主体とする商業化育種体系を構築し、自主的知的財産権を有する優良品種の育成を支援するとしている。このほか、企業による育種資源の統合、研究開発の強化、人材の育成、技術・設備の導入を奨励し、企業の核心的競争力の向上を急ぐよう求めている。（国家知識産権網 2013年2月27日）

★★★2. 国が知財権を持って出資することを支援、「技術市場十二五発展計画」発布★★★

第12期五ヵ年計画期間中に特許の出願・登録件数は急増する傾向を維持する見通し。国は企業が知的財産権を持って出資するなどして国際的な技術移転、協力を展開し、技術輸出入を促進することを支援する。国家発展・改革委員会と科学技術部がこのほど発表した「技術市場十二五発展計画」で明らかになった。

国家発展改革委の責任者によると、2006年から2010年までの第11期五ヵ年計画の実施で、新材料、新エネルギー、バイオ医薬など戦略的新興分野において自主的知的財産権を有する多数の国際レベルのハイテク製品が開発され、多くの科学技術系中小企業が成長した。2015年までの第12期五ヵ年計画でイノベーション型国家建設の加速に伴い、知的財産権を含めた技術関連サービス業の発展が、地方のイノベーション事業と産業のグレードアップを支える重要な存在になるとみられる。

技術市場は知的財産権、科学技術成果の移転の受け皿として、科学技術と経済を緊密に結ぶ懸け橋である。「中国特色のある社会主義市場体系における重要な構成だ」と同責任者が語っている。（国家知識産権網 2013年3月5日）

★★★3. 国務院が品質に関する行動計画発表、ハイエンドブランド育成を要求★★★

国務院弁公庁はこのほど、品質発展綱要に基づいた2013年度行動計画の配布に関する通達を出した。行動計画では、先端製造業と現代的サービス業において自主的知的財産権を有し、技術力・付加価値・影響力が高く、国際トップレベルのブランド並みのハイエンドブランドの育成が求められた。

この行動計画は今年の重点活動として、「中国優秀製品」の育成メカニズムの整備、工業企業のブランド育成管理システムの改善、農産品ブランド価値の向上、中国知名ブランドデータベースの構築などを掲げた。特に先端製造業と現代的サービス業で国際トップレベルのブランド並みの「中国製造」、「中国サービス」のハイエンドブランドを育成することを強調した。

行動計画には▽市民生活に係る製品、サービスの質に対する監視管理の強化、▽農業分野の製品品質管理の強化、▽重点プロジェクトと重大設備に対する品質管理の強化、▽「中国優秀製品」育成メカニズムの確立——などの10部分が含まれる。（国家知識産権網 2013年3月4日）

★★★4. 政府活動報告で国家知的財産権戦略の徹底を改めて強調★★★

3月5日に開幕した第12期全国人民代表大会第1回会議で、國務院の温家宝総理が政府活動報告を行った。温総理は政府活動報告の中で過去5年間の活動を回顧し、国家中長期科学技術発展計画綱要、国家中長期教育改革発展計画綱要、国家中長期人材発展計画綱要、国家知的財産権戦略の実施により科学技術、教育、文化の全面的発展が促され、国の長期的な発展のための強固な基盤が築き上げられたと指摘した。

活動報告によると、過去5年間に国は自主的イノベーションを推進し、科学技術分野への投資総額が8729億人民元に上るほか、国家科学技術イノベーションプロジェクトと知的イノベーションプロジェクトを実施し、多数の研究開発施設を設立した。また、基盤研究分野で多くのコア技術が開発された。

今年の政府活動について、温総理は科学技術と経済との密接な結合、技術イノベーション体制の整備、基盤研究の強化などに取り組むべきだと提案した。(国家知識産権網 2013年3月6日)

★★★5. 国家知識産権局人材情報ネットワークが運用開始★★★

国家知識産権局の構築する知的財産権人材情報ネットワークは正式に運用開始された。同システムを通じて知的財産権専門家をはじめとする様々な人材の情報を検索することができるほか、国の知的財産権人材に関する活動、政策をタイムリーに把握することもできるという。

システムは専門家諮問委員会、専門家バンク、リード人材などのデータベースから構成される。国の人材政策などに関するコラムも設けられている。▽知的財産権分野の人材活動の協調体制と情報共有体制の整備、▽政府と社会が共同で人材の活用を推進するメカニズムの形成——などをサポートすることが期待される。

国の「国家知識産権戦略綱要」では「国家と省レベルの知的財産権人材バンク、専門人材情報ネットワークを構築する」と求めている。これに基づき、国家知識産権局は知的財産権人材情報化プロジェクトを実施し、国家知的財産権人材バンクと人材情報ネットワークの構築に取り組んできた。(国家知識産権網 2013年3月14日)

★★★6. 2013年度「国家知識産権戦略実施推進計画」が発表★★★

「2013年国家知識産権戦略実施推進計画」は3月21日、発表された。北京で開かれた記者会見において国家知識産権局や国家工商行政管理総局、国家版權局の関係責任者が「推進計画」の主な内容と作成の経緯などについて説明を行なった。

「推進計画」は国家知的財産権戦略実施活動部門間連絡会議の28のメンバー機関が共同で作成したもので、今年の戦略実施活動をカバーした8つの重点任務と84の具体的な施策が盛り込まれている。8つの重点任務はそれぞれ▽知的財産権創造水準の向上、▽重点産業における知的財産権の布石の強化、▽知的財産権運用の促進、▽知的財産権保護の強化、▽知的財産権管理能力の向上、▽知的財産権サービス業の育成、▽知的財産権文化の建設、▽知的財産権戦略実施の業務水準の強化——である。

国家知的財産権戦略実施活動部門間連絡会議が最初の年度推進計画を作成してからの5つ目の推進計画となる。昨年の推進計画は8つの重点任務、90の具体的な施策が提起され、順調に完成されたという。(国家知識産権網 2013年3月21日)

★★★7. 国家林業局「2013年活動要点」、知的財産権保護を強調★★★

国家林業局が3月15日に下部機関に配布した「国家林業局2013年活動要点」では、林

業分野の知的財産権保護と遺伝子資源の管理を強化することが強調された。また、イノベーション体制の整備、産学研協力体制の改善、技術成果移転の推進、イノベーション人材の育成、林業標準の改正などが提起された。

「活動要点」は林業知的財産権の保護、優良品種の育成、産業発展水準の向上、法制度の整備、行政法執行能力の向上などの12の面に係る2013年度の林業活動の要点が盛り込まれている。(国家知識産権網 2013年3月21日)

★★★8. 国家知識産権局、法執行能力の向上に尽力、活動プラン発布★★★

国家知識産権局はこのほど、「専利行政法執行能力向上プロジェクト・プラン」を発布し、プロジェクトの全面的な実施に踏み切った。知的財産権戦略と専利戦略を一段と推進し、「専利行政法執行活動の強化に関する決定」を徹底するのが狙い。

このプランは法執行担当官の研修訓練、法執行活動に係る体制刷新、制度整備、環境構築の4部分からなり、21の具体的な任務と関連の目標、施策が含まれる。法執行活動の体制刷新について、特許紛争の快速調停メカニズム、特許侵害判断の事前無料相談メカニズム、重点任務推進メカニズムの整備などが取り込まれている。

プランではまた、3年をめどに規範化、情報化、専門化を実現した法執行担当チームを設立することや、地方の知識産権局による法執行活動の強化、特別行動実施体制の強化などを求めている。(国家知識産権網 2013年3月25日)

★★★9. 市・県レベルのソフトウェア正規版普及作業、年内に完成の見通し★★★

国は今年も政府機関の使用するソフトウェアの正規版普及を押し進め、年末までに市、県レベルの政府機関の正規版普及作業を完成する方針だ。正規版ソフトウェア導入推進活動の部門間連絡会議弁公室の関係者が3月21日、明らかにした。

同関係者によると、中央、省レベルの正規版ソフトウェア普及作業は既に終了し、市レベル政府機関のおよそ半数と県レベル政府機関の3分の1でも検査を通過し、年末までに終了との目標を繰り上げて達成した。国はソフトウェアの調達資金、資産管理、調達情況の監査などの各面で関連施策を打ち出しており、正規版ソフトウェアの使用を確保するための長期的体制をほぼ確立した。(中国知識産権報 2013年3月25日)

★★★10. 国家知識産権局、2013年度の人材育成計画を発表★★★

国家知識産権局はこのほど、全国の知的財産権人材育成活動を指導し、知的財産権人材の育成を促進するための「2013年度全国知的財産権人材研修計画」を発表した。

同「計画」は「国家中長期人材発展計画綱要(2010-2020年)」と「知的財産権人材に関する第十二期五年計画(2011-2015年)」の実施徹底を中心に、「2013年度知的財産権人材活動要点」と結びつけて、全国の知的財産権人材研修活動を統括したもの。幹部や企業の担当者、サービス業者に重点を置いた、100回以上の研修クラスの開催を予定している。研修内容には知的財産権分野のホットな課題、国家知的財産権戦略、戦略的新型産業の発展、知的財産権法律、知的財産権評価、担保融資、情報活用などが含まれる。

また、計画は各地方の知識産権局と全国知的財産権研修基地の活動計画を初めて統合した。開放的な全国知的財産権人材研修体制の整備を促すものだと見られる。(国家知識産権網 2013年3月28日)

★★★11. 「十二五イノベーション基地建設プラン」発布、知的財産権管理を強調★★★

国家発展改革委員会と科学技術部が共同で作成した「『十二五』国家重大イノベーション基地建設計画」はこのほど発表された。「計画」では特に知的財産権管理制度の整備と国家イノベーション体制の建設加速が強調された。

国家発展改革委員会の関係者によると、国は2011年から2015年までの第十二期五年計画期（十二五）に重要分野、産業を中心に15から20の国家重大イノベーション基地を建設することになっている。この中に基礎的、公共的イノベーション基地と重点工程、農業、新興産業、在来産業のイノベーション基地が含まれる。「計画」では中国がイノベーション国家建設の重要な時期にあると指摘し、知的財産権管理制度の整備、経済発展モデルの転換、産業構造の調整、調和のとれた社会の発展の促進、国家イノベーション体制建設の加速を強調し、自主的イノベーション能力の大幅な向上とイノベーション成果移転の更なる推進、科学技術と経済の緊密な結合、イノベーションで発展を駆動する新しいモデルの模索を求めた。

このほか、「計画」は企業や大学、研究機構が共同でイノベーション基地を建設することを奨励し、移動通信など分野のイノベーション連盟によるイノベーション基地の整備を促すとしている。（国家知識産権網 2013年3月25日）

○ 地方政府の動き

★★★1. 重慶市、企業知的財産権信用システムを整備、3年めどに★★★

重慶市は企業など市場参加者を対象とする信用管理システムを3年めどに整備する方針を固めた。このほど市人民政府弁公庁の発布した「重慶市企業信用体系建設活動実施プラン（2013—2015年）」で明らかになった。

同「実施プラン」では知的財産権侵害、模倣品製造販売などの情報の収集を強調した。今後、重大な不正行為とされる知的財産権侵害が犯した企業は営業免許を取り消されることとなる。

信用システムの整備を担当する市工商行政管理局の責任者によると、重慶市企業の知的財産権状況を把握し、知的財産権侵害行為をより効果的に取り締まるために、同局と市知識産権局は知的財産権分野の信用状況、不正行為を反映する知的財産権信用システムの構築を検討中であるという。

「実施プラン」ではまた、企業が信用を守るよう促すための法規、「重慶市企業信用管理弁法」の早期作成・実施が求められた。（中国知識産権資訊網 2013年3月6日）

★★★2. 吉林省知識産権局、専利行政法執行強化で指導意見発布★★★

吉林省知識産権局はこのほど、2013年度の専利（特許、実用新案、意匠を含む）行政法執行活動に関する指導意見を発布した。

指導意見によると、吉林省は今年、専利行政法執行の能力、水準の向上を中心に、生産と流通段階における権利侵害の摘発を進め、群体的侵害、繰り返し侵害、専利詐称、専利詐欺の取締に重点を置いて、知的財産権侵害・模倣品生産販売を摘発する活動に尽力することになっている。

指導意見では省内の各地域に対し、紛争調停機関の設置、法執行手段の整備、法執行能力の向上に取り組み、違法事件の摘発を強化するよう求めている。このほか、今年に省が実施予定の専利権保護特別行動の具体的計画も取り込まれている。（国家知識産権網 2013年3月14日）

★★★3. 山東棗荘市、知識産権局と公安局が知財犯罪摘発協同体制を構築★★★

山東省棗莊市知識産権局と公安局はこのほど、「知的財産権犯罪を摘発する協同体制の構築に関する通達」を共同で打ち出した。行政と司法の関係を強化し、知的財産権をめぐる犯罪の摘発、防犯を推進することが狙いとされる。

「通達」では連絡会議を定期的開催し、法執行の協同体制を構築することが明記。このほか、▽情報共有システムの整備、▽業務交流の強化、▽事件移送体制の確立、▽啓蒙普及の共同推進、▽早期警報・予防体制の整備——などの内容が盛り込まれている。(国家知識産権網 2013 年 3 月 21 日)

○ 統計関連

★★★1. 特許密集度の高い産業の付加価値、GDP の 4 分の 1 に★★★

中国の就業者 1 万人当たりの特許保有件数が 9.47 件で、2011 年の国内総生産の中に約 4 分の 1 に当たる 13.1 兆人民元が特許密集度の高い産業の付加価値である。国家統計局傘下の統計科学研究所がまとめた「中国産業特許密集度統計」でわかった。

特許の密集度が高い産業には、▽経済的効果が高く、2011 年の利益率は 9.6%で、特許密集度の低い産業より 1.8 ポイント上回る▽輸出への寄与率が 54.6%で、対外貿易における優位性は明らか▽産業集積度が高く、経済構造のアップグレードを推し進めている▽労働集約型から技術集約型へ転換中▽特許の分布傾向が米国と類似——の 5 つの特徴が見られる。

一方、中国の特許密集度が高い産業では、研究開発費の対売上比率が高いとは言えず、イノベーションの効率が低く、産業発展への支援が不足——などの課題にも直面している。これについて、財政投入の最適化を図り、イノベーション奨励の体制を作り、労働者素質の全面的向上に力を入れるべきだと一部の有識者が指摘している。(国家知識産権網 2013 年 2 月 28 日)

★★★2. ブロードバンド移動体通信プロジェクト、特許出願が 6630 件に★★★

国の「中長期科学技術発展計画綱要(2006-2020)」に盛り込まれている 16 の重大科学技術特別プロジェクトの 1 つである、「次世代モバイルブロードバンド移動体通信ネットワーク」プロジェクトは、国内外で特許 6630 件を出願し、850 件の登録が認められた。科学技術部の関係者への取材で分かった。

同プロジェクトではまた、コンピューターソフトウェア著作権 481 件を登録しており、国家標準 117 件、業界標準 221 件を作成した。プロジェクトの実施による生産高は 117 億元に上る。

このプロジェクトで提出した TD-SCDMA は中国が自主的知的財産権を有する第三代移動体通信の国際規格である。中国は現在、TD-SCDMA を進化させた技術である TD-LTE の導入拡大に取り組んでいるという。(国家知識産権網 2013 年 2 月 28 日)

★★★3. 有効特許は 87 万 5 千件に、内国特許が 49.7%、昨年末時点★★★

2012 年末時点の中国の有効特許は 87 万 5 千件に達した。この中、内国特許が 49.7%、43 万 5 千件だった。国家統計局が先月 22 日に発表した「中華人民共和国 2012 年国民経済と社会発展統計公報」で明らかになった。

昨年に中国は特許、実用新案、意匠の三種類権利の出願が 205 万 1 千件に達した。内国出願が 188 万 6 千件で、全体の 91.9%を占めた。この中、特許出願が 65 万 3 千件で、内国特許出願が 80.1%の 52 万 3 千件となっている。

昨年の三種類権利の登録件数が 125 万 5 千件で、内国登録件数が 91.1%にあたる 114

万4千件だった。特許登録21万7千件の中に内国登録件数が63.2%を占める13万7千件だった。(中国知識産権资讯网 2013年3月1日)

★★★4. 中国のモバイルインターネット産業の市場規模が9000億元超★★★

中国のモバイルインターネット産業の市場規模は昨年、9000億元を超えている。国内総生産(GDP)の1.8%に当たり、付加価値が3200億元で、GDPへの寄与が0.63%となっている。3月18日に行なわれたモバイルインターネット活動委員会の成立式典で明らかになった。

工業・情報化部の関係者によると、昨年に国内「3G」ユーザーが2億3000万人、基地局数が207万、スマートフォン出荷台数が2億5800万台に達した。特に昨年第4四半期の出荷台数が通年の3分の2に達し、モバイルインターネット産業は爆発的發展を迎えたとみられる。

一方、モバイルインターネット産業の急速な發展に伴い、情報セキュリティ、コア技術、知的財産権などの面の課題も浮上している。「いかにユーザーの個人情報を守り、消費者や企業の権益を保護するのは当面の急務となっている」と同関係者が指摘。こうしたことを背景に、中国インターネット協会は電気通信事業者、インターネット企業、研究機関と提携し、モバイルインターネット産業の健全的發展を目指す「モバイルインターネット活動委員会」を共同で設立することになった。(中国知識産権资讯网 2013年3月19日)

★★★5. 昨年の国際知的財産権出願が勢い良く増加、中国はPCT出願4位★★★

世界知的所有権機関(WIPO)が管理する特許、商標、意匠の各分野の国際出願は昨年、勢い良く増加した。WIPOが19日にジュネーブで行なった記者会見で、フランス・ガリ事務局長が明らかにした。

事務局長によると、特許協力条約(PCT)に基づく国際特許出願は昨年、2011年より6.6%増加した。1位米国と2位日本の出願件数がおよそ全体の半数を占め、中国は出願件数が1万8627件で4位にランクインした。特に中国の電気通信事業者、中興通信は3906件を出願し、昨年の出願件数が最も多い出願者となった。

マドリッドプロトコルによる商標の国際出願は昨年、前年より4.1%増の4万4018件に達している。ドイツが6545件で最も多く、続いては2位米国、3位フランス。中国は出願件数が2179件、7位だった。

このほか、中国が加盟していないハーグ協定による意匠の国際登録件数は2604件で前年より3.5%増え、ドイツ、スイス、フランスが上位3位となっている。

グローバル経済が不況を続けていたにもかかわらず、昨年に知的財産権の国際登録に対する需要が高まった。経済の好転に伴い、新しい市場チャンスから最大の利益を獲得できるのは不況の時期に巨大な無形資産を蓄えた企業であろうとガリ事務局長が指摘している。(国家知識産権網 2013年3月21日)

★★★6. 昨年に偽物の建材19億4000万元摘発、容疑者8500余人逮捕★★★

中国は昨年、建材市場の模倣品製造販売に係る犯罪の摘発に取り組み、偽物の建築材料19億4000万元を摘発した。2012年度の建材分野における知的財産権侵害・模倣品製造販売10大事件を発表する為に、3月18日に国家質量監督検閲検疫総局と公安部が共同で行なった記者会見で明らかにした。

国家質量監督検閲検疫総局は昨年に偽物の建築材料を摘発する「利剣行動」を実施し、重大事件774件を含めた1万3813件を摘発した。公安当局では犯罪容疑者8500人余りを

逮捕し、偽物製造販売の「闇工場」、「闇拠点」4700カ所を摘発した。(国家知識産権網 2013年3月21日)

★★★7. 国家質検総局管理の原産地地理的表示が1441件に★★★

国家質量監督検閲検疫総局(質検総局)が管理する原産地地理的表示は昨年、140件増加し、総件数が1441件に達した。国家質検総局の関係者が3月21日、明らかにした。

同関係者によると、昨年に全国の各質検当局は法整備や管理監視の強化を中心に、原産地地理的表示の保護に取り組み、かなりの進捗を遂げた。通年で受理した原産地地理的表示の申請は162件で、140件について登録を認めた。受理数と登録数は2011年とほぼ同じだった。

原産地地理的表示の保護では、質検総局の提案した「中国欧州原産地地理的表示『10+10』相互承認パイロット事業」は昨年に無事終了した。地理的表示における国際協力の新しいモデルとなり、世界で強い反響を呼んだ。質検総局はまた、様々な形を通じて地理的表示保護制度をPRし、国内の原産地地理的表示の知名度の向上、地理的表示による経済発展への促進に取り組んでいた。(国家知識産権網 2013年3月28日)

○ その他知財関連

★★★1. 中国ネット著作権保護連盟、北京で設立★★★

人民教育出版社と北京京都世紀文化発展有限公司、青島国際著作権交易センター、新浪、搜狐、奇虎、百度などを含めた25社は2月28日、「中国ネット著作権保護連盟自律公約」を締結し、中国ネット著作権保護連盟を結成した。

関係者によると、ネット著作権保護の制度、手段がまだ整備されていないため、海賊版により著作権者に巨大な経済的損失が齎され、インターネット産業の著作権環境が損なわれ、産業発展を制限するボトルネックとなっている。ネット著作権侵害の分業化、大規模化が進む中、海賊版の侵害に対応するには、著作権者とネット企業が手を携えてネット上の著作権保護の秩序維持に共同で取り組むことが必要だ。こうした背景のもとに、中華版權代理センターを始め、著作権者やネットサービス企業がネット著作権保護の自律、相互支援メカニズムを目指し、同連盟を結成した。

連盟理事長を務める中国版權保護センターの範繼紅副主任は、連盟は快速な対応措置、優れたサービスを通じてメンバー企業の著作権保護に尽力する方針で、より多くの業界関連企業の加盟を期待すると話した。(中国知識産権资讯网 2013年3月4日)

★★★2. 中日企業協力知的財産権シンポジウム、広州で開催★★★

広東省知的財産権研究発展センターと日本知的財産協会が共催する「中日企業協力知的財産権シンポジウム」は3月5日、広州で開催された。日本知的財産協会の竹本一志副理事長と在広州日本国総領事館の白石拓也領事、広東省知識産権局の謝紅・協調協力処長らが開幕式に出席し、広東省知的財産権研究発展センターの李強主任が進行役を務めた。

シンポジウムは知的財産権分野における双方の交流協力の強化、企業同士の知的財産権管理経験の共有、中日知的財産権交流協力体制の模索、両国企業のイノベーション促進を狙いとして開催された。日本側はシャープ、ソニー、パナソニック、オムロンなどの有名企業、中国側は京信通迅、国筆科技などの企業の代表が「特許の出願と登録」、「特許登録後の管理と運用」などのテーマについて議論を交した。広東省の企業、大学、代理機構などから130余名がシンポジウムに参加した。(国家知識産権網 2013年3月8日)

★★★3. 国家知識産権局と日本国特許庁、フォローアップセミナーを共催★★★

国家知識産権局と日本国特許庁が共催する「中日知的財産権フォローアップセミナー」は3月11日、広東省広州市で開催された。広東省知識産権局が運営を担当した。広東省の政府機関、大学、企業、代理機構などからおよそ100名の代表が参会した。

セミナーで国家知識産権局、日本国特許庁、一般社団法人発明推進協会のアジア太平洋工業所有権センター、華南理工大学、北京君策知的財産権発展センターの政府関係者や専門家、広東省企業の代表らが「知的財産権を以て経済発展を促進する」というテーマを中心に、それぞれの知的財産権分野における最近の状況を紹介し、地域のイノベーション活動支援、経済発展促進で収めた経験について交流を行なった。(国家知識産権網 2013年3月13日)

=====

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼7003 郵編100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved